

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹³⁰〕消費税その18

消費税変更に伴う経過措置の概要について

Q 平成31年(2019年)10月1日から適用される消費税引上げに伴う経過措置について教えてください。

A 改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

平成31年(2019年)10月1日から適用される税率引上げに伴う主な経過措置は次に掲げるものであり、これらについては10%への税率引上げ後においても改正前の税率(8%)が適用されます。

(1) 旅客運賃等

平成31年(2019年)10月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日から平成31年(2019年)9月30日までの間に領収しているもの

(2) 電気料金等

継続供給契約に基づき、平成31年(2019年)10月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、平成31年(2019年)10月1日から平成31年(2019年)10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの

(3) 請負工事等

平成25年10月1日から平成31年(2019年)3月31日までの間に締結した工事(製造を含みます。)に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。)

に基づき、平成31年(2019年)10月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等

(4) 資産の貸付け

平成25年10月1日から平成31年(2019年)3月31日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成31年(2019年)10月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合(一定の要件に該当するものに限り、)における、平成31年(2019年)10月1日以後に行う当該資産の貸付け

(5) 指定役務の提供

平成25年10月1日から平成31年(2019年)3月31日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約(割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供(*)に係るものをいいます。)に基づき、平成31年(2019年)10月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供

*「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。

(6) 予約販売に係る書籍等

平成31年(2019年)4月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成31年(2019年)10月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成31年(2019年)10月1日以後に行われるもの

軽減税率が適用される取引については、本経過措置の適用はありません。

(7) 特定新聞

不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が平成31年(2019年)10月1日前であるもののうち、その譲渡が平成31年(2019年)10月1日以後に行われるもの

軽減税率が適用される取引については、本経過措置の適用はありません。

(8) 通信販売

通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成31年(2019年)4月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成31年(2019年)10月1日前に申込みを受

け、提示した条件に従って平成31年（2019年）10月1日以後に行われる商品の販売

軽減税率が適用される取引については、本経過措置の適用はありません。

（9）有料老人ホーム

平成25年10月1日から平成31年（2019年）3月31日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限り）に基づき、平成31年（2019年）10月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成31年（2019年）10月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供

（10）特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等

家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を平成31年（2019年）10月1日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含まれます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が平成31年（2019年）10月1日以後に行われるもの

（税制委員会：忠地祐一、川窪光弘、赤羽博樹
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

松本法人会 部会紹介 シリーズ

第22回 行ってきました! 上土部会

～大正ロマンを今に伝えるお城の下町～

明治41年（1908年）には旧松本歩兵第五十連隊が現信州大学キャンパスに駐屯、大正8年（1919年）には旧制松本高等学校が現あがたの森公園に開校すると、全国から多くの若者と都会の文化が流入し、カフェ、ダンスホール、映画館、ホテルといった庶民文化の先端を行くハイカラな施設の開業が相次ぎました。緑町から裏町にかけてのこの一帯はまさに松本の娯楽・飲食・物販の中心として隆盛を極めていました。

商業環境が変わる中、当時の街並みを意識した修景事業や街づくりに積極的に取り組み、洋風の化粧品店舗を松本市下町会館にリニューアルし、また、かつての市役所跡に当時の外観を模した市営上土住宅を建設するなど、街歩きが楽しくなるヒュ



旧市役所の外観を模した
市営上土住宅団地



東門の井戸

ーマンスケールの商業地として今に続きます。雰囲気のある小路が井戸と井戸を結ぶ界隈は市民にも観光客にも人気のある散策路です。四柱神社での初詣や市内での初売りのお帰りに立ち寄ってみたいかがでしょうか。（横沢敏編集委員）



辰巳の御庭



懐かしい雰囲気のある小路

上土部会

該当エリア：松本市3丁目の一部、4、5丁目地区
会員数：58社

部会長：増田 博志 氏（株増田）

部会長より：どこか懐かしく暖かな大正ロマンの雰囲気を残すお店や景色が数多く残る地域です。近頃は観光客も増え、それに対応した新しいスタイルのお店もオープンしています。少し歩いていただければ新しい発見がきっとありますよ。